

令和6年

2月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和6年2月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年2月13日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

3 出席委員（24名）

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
			5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
			8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
			11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員			
19番	佐藤 利篤	委員				21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（5名）

4番	大場 重樹	委員	7番	吉高祐二郎	委員	10番	飯塚 将人	委員
18番	三浦ひとみ	委員	20番	阿部 香美	委員			

5 事務局職員出席者

事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠 主事 佐藤輝一
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第 9号 農用地利用集積計画について
議第10号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について

8 閉 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○阿彦事務局次長

おはようございます。

ただいまから、令和6年2月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たり、齋藤会長からご挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○阿彦事務局次長

ありがとうございます。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。

それでは、齋藤会長、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、4番、大場重樹委員、7番、吉高祐二郎委員、10番、飯塚将人委員、18番、三浦ひとみ委員、20番、阿部香美委員の5名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は議長にご一任願います。

議事録署名委員に、8番、五十嵐弘樹委員、9番、佐藤秀之委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○阿彦事務局次長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理についてが16件、2、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが2件、3、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが6件、以上、24件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○阿彦事務局次長

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、7件の許可申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、10ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田13番、14番、15番は関連で、同じ受け人となります。

酒田13番、丸沼の田、酒田14番、丸沼の田1筆、酒田15番、丸沼の田4筆、3件とも相手方の要望、賃貸借権の設定です。10アール当たり賃借料が1万円となっており、期間は10年間です。こちらは、申請人の希望により3条申請ということになっております。

続いて、酒田16番、関の田、畑、合計8筆、その他使用貸借権の設定です。こちらは、農業者年金の伴わない経営継承になります。

続いて、八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

次のページ、八幡地区、1件になります。

塚淵の〇〇から〇〇へ。関係は親子になります。塚淵の田15筆について、申請事由はその他ですが、年金を伴わない経営継承になります。使用貸借期間は10年になります。

八幡は以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田1番です。こちらは北俣の農地5筆、田んぼですが、基盤法の利用権設定等の促進事業から農地法3条への切替えて、賃貸借で、10アール当たり5,000円です。

○安倍農地係長

続いて、平田2番です。飛鳥の畑5筆、6,719平米、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が総額120万円からの割り返しで17万8,600円です。申請者である株式会社平田牧場は畜産で認定農業者の認定を受けていますが、このたび新しい部門を立ち上げ、農業生産に取り組んでいくということです。申請地は、3年ほど手入れがされていない柿畑ですが、引き続き柿の栽培を行い、栽培技術は地元の柿生産者に指導をいただきながら取り組むということです。生産物については、当面、自社消費ということで、ガーデンパレスみずほや日和山小幡楼のレストラン日和亭などへ提供していくということで、将来、収量が確保できたら出荷していきたいということです。

それでは、申請者の株式会社平田牧場は新規法人ということになりますので、別紙資料の2ページの法人要件審査表をご覧ください。

今回は所有権移転で農地取得となりますので、左側の農地所有適格法人に該当するかの要件確認となります。

2番、経営体要件は、非公開会社の株式会社ということになります。

3番、事業要件につきましては、主たる事業が農業ということで、定款に農産物の生産に関する記載があることと、直近3か年の売上げで法人の売上高の過半が農業または農業関連であることを確認しています。

4番、議決要件につきましては、株主名簿等により農業関係者が総議決権の過半を超えることを確認しています。

5番、役員要件は、役員の過半が農業に常時従事すること、役員等の1人以上が農作業に従事することを確認しています。また、法人の役員等の国籍が日本であることを確認しています。

6番、7番につきましては、一般法人の要件のため、今回は不要となります。

8番の農地の権利取得のための基本的な要件である全部効率活用要件と地域との調和要件は、確認書等により確認しています。

参考資料として、別紙資料の3ページ、4ページが法人要件の確認届となります。5ページから9ページが平田牧場の法人の定款となります。10ページが3条申請の別添の抜粋となり、11ページ、12ページが農地利用についての確認書となります。

以上のことから、株式会社平田牧場が農地所有適格法人の要件を満たすものと考えています。

平田2番の説明は以上です。よろしくご審議をお願いします。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

2月6日に、第3班による農地調査委員会を行っております。

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第7号については許可決定といたします。

続きまして、議第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○阿彦事務局次長 議第8号

農地法第5条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

農地法第5条の規定による許可申請について、3件ございます。

酒田3番、浜中の畑2筆、住宅敷地拡張、所有権移転になります。農地区分は、農振の白地で、他の農地区分に該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種農地の判断をしております。許可基準については、日常生活上必要な施設で、集落に接続で許可可能と判断しております。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が169万2,000円となります。

別紙資料の13ページ、14ページの図面をご覧ください。

申請箇所は、浜中の住宅街の中の畑となりまして、申請者住宅の西側隣接地となります。必要な面積を分筆して転用し、防雪柵と物置小屋を設置する計画となっております。

現況写真、15ページをご覧ください。

撮影方向1番となります。北側の道路側から撮影したもので、左側に見えるものが申請者の住宅となりまして、赤線のところに防雪柵と物置小屋を設置するという計画となっております。

16ページをご覧ください。

撮影方向2番です。防雪柵については、住宅に沿って転用地の3分の2の位置まで防雪柵を設置する計画で、写真の手前のほうに物置小屋を設置するという計画となっております。

17ページ、撮影方向3番です。ご覧のとおり、縦長の申請地となっております。

続きまして、酒田4番です。

黒森の畑で、登記簿面積が9,705平米のうち12.19平米です。申請事由は営農型太陽光発電施設敷地で、賃借権の設定、農地区分は農用地、許可基準は6か月の一時転用で、更新となります。

別紙資料の18ページの位置図、案内図をご覧ください。

場所は黒森地区、酒造会社の菊勇の西側、市道浜中黒森線の北側の畑になります。

19ページの配置図をご覧ください。

現況は畑の営農を続けながら太陽光パネルを1,920枚設置されています。

別紙資料の16ページから21ページが営農計画及び営農への影響見込書、22ページ、23ページが営農計画に対する農業技術普及課の意見書になります。栽培作物は、昨年8月の更新のときからブルーベリーに変更され、後ほど現況写真をご覧くださいますが、昨年秋に1,000本の苗がコンテナを利用して植え付けられて栽培されていますが、全面積を効率的に活用している状況ではないことから、今年の春に650本を追加で植え付ける計画となっており、準備を進めているということです。

それでは、次に、現況写真をご覧ください。

20ページの撮影方向1番です。ご覧のとおり、1列に並べられたコンテナ一つ一つにブルーベリー栽培用の培養土を入れて、苗が植え付けられて栽培されています。品種は五、六種類あるということで聞いております。

撮影方向2番をご覧ください。

こちらはコンテナが置いていない状況となっておりますが、先ほど説明したとおり、こちらのほうに追加で650本の苗を定植するという計画となっております。

撮影方向3番です。こちら先ほどと同じように追加の650本が植え付けられる予定となっております。

撮影方向4番をご覧ください。

左側に見えるものが水槽となりまして、水槽から配管を伸ばして一つ一つコンテナに水が供給

できる装置を構築しているということになります。

ここで、営農型太陽光発電の一時転用制度について簡単に説明したいと思います。

平成30年通知のガイドラインにより運用され、営農を継続しながら太陽光発電施設の一時転用を許可する制度です。太陽光パネルの架台の支柱部分について一時転用が必要となり、期間は基本的に3年以内の一時転用ということになります。

一時転用につきましては、更新が認められ、ここは期間中の営農状況等を勘案し判断するということになっております。その営農についての判断につきましては、基準としまして、地域の平均的な反収のおおむね8割以上を確保するということが基準となっております。

申請者のグリーンサービスについてですが、平成29年が最初の許可となります。令和2年に更新許可があり、昨年8月に2回目の更新許可があり、6か月の許可が出ております。今回が3回目の更新申請となっております。

作付作物については、平成29年時の許可時はシイタケ、令和2年の更新時はアスパラ、昨年の更新時はブルーベリーとなっております。営農状況については毎年報告いただいておりますが、地域の平均的な反収の8割以上を確保するということがクリアされていないということが続いている現状でございます。

グリーンサービスの営農型太陽光発電につきましては、今回の箇所の近くにもう一か所、浜中地区にもう一か所ございます。昨年の更新許可につきましては、ブルーベリー栽培ということに変更されて、今までの営農状況等から、基準をクリアできていないことと、ブルーベリー栽培に対して知見者である農業技術普及課からは基準のクリアは難しいとの意見をもらっている状況ということで、様子を見るということで、一時転用の期間を6か月間ということになっております。2月1日には、農業技術普及課より現地確認をしていただいて、生育状況と営農のアドバイスをいただいております。それを受けまして、引き続き営農状況を見ていく必要があることから、今回についても一時転用の申請を6か月間としております。

今後も適切な営農の確保に向けて、継続的な圃場の確認や、申請者からの聞き取りなどを働きかける必要があると考えています。

酒田4番の説明は以上です。

続きまして、酒田5番です。

浜中の畑1筆、太陽光発電施設敷地、所有権移転です。農地区分は農振白地で、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種農地の判断をしております。許可基準については、周辺の他の土地に設置することが困難ということで、許可基準を満たすものと考えます。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が398万8,000円となります。

32ページ、33ページの図面をご覧ください。

申請箇所は、浜中集落の住宅街の畑でありまして、酒田3番の近くになります。北側に隣接する宅地568番8の8と併用して太陽光発電施設を設置する計画になっております。パネルの枚数は126枚で、自治会と農振協の同意をいただいている状況でございます。

現況写真、34ページをご覧ください。

撮影方向1番です。奥が宅地となっております。こちらのほうと併用しまして太陽光パネルを設置します。

撮影方向2番をご覧ください。

こちらのほうに設置するということで、パネルの高さは高いところで2メートル70という計画になっております。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見があったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認します。

酒田3番、5番の現地報告を17番、高橋公基委員より報告願います。

○17番 高橋公基委員

17番、高橋です。

酒田3番と5番について、事務局と現地調査を行いました。

酒田3番の住宅敷地の拡張は、周辺の農地に影響はなく、転用面積も適正であると思われまますので、許可には支障はないものと思われまます。

酒田5番は、自治会、農振協議会などへの説明が行われ、同意もあり、地域への影響もないと思われまますので、許可に支障はないと思われまます。

ご審議よろしくお願ひします。

○齋藤 均 議長

続いて、酒田4番の現地調査の結果を、8番、五十嵐弘樹委員より報告願います。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

酒田4号について、2月1日に事務局と現地の確認を行いました。更新から6か月を経過し、ブルーベリー1,000本、今年650本を空いている土地に定植が行われるということでありました。引き続き営農状況の確認が必要と思われまますので、許可期間としては6か月が相当だと思われまます。

以上です。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願ひします。

ご質問ございませんか。

後藤委員。

○2番 後藤保喜委員

2番、後藤保喜です。

別紙の26ページの営農計画を見ると、収穫が8月になりますので、今が2月ですから、6か月間という、収穫数量というのにつかめるのかどうか、答えるのが難しいかと思われまますけれども、そこら辺の兼ね合いはどうお考えでしょうか。

○齋藤 均 議長

事務局。

○安倍農地係長

収穫は、今年の夏から少しはできるということですが、ブルーベリーの木が立派に成長するのは3年ないし5年くらいかかるということですが、今年には収穫数量が少ないということでは聞いておりますので、営農計画に上がっているものは成木になってから収穫できる数量です。そのため、その年その年の成長段階での収穫数量を把握していきたいと考えています。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員長、何か、今後の取扱いに関して。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

去年の秋に1,000本、プラス650本を今年の春に定植してコンテナ栽培を行うということであり、事務局が言ったとおり、3年ぐらいで成木になるだろうということがありますが、今年は僅かながら収穫できる見込みであろうということでした。現地調査のとき、農業技術普及課からも来てもらっているのと教えてもらいまして、通常栽培で1コンテナから大体、成木で1.5キロぐらいの収穫数量が見込まれるということです。今年、来年と様子を見ながらということで、6か月という期間は妥当だと私は思っております。半年半年で栽培状況を見ながら、営農ができるかどうかということを見守りながらやっていきたい思います。
以上です。

○齋藤 均 議長
後藤委員、よろしいですか。

○2番 後藤保喜委員
はい、ありがとうございます。

○齋藤 均 議長
ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第8号については許可決定といたします。

◎議第9号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長
続きまして、議第9号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○阿彦事務局次長
議第9号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転2件、(2)所有権の移転(中間管理事業、同時設定の特例)が1件、(3)利用権の設定が12件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長
それでは、農用地利用集積計画について、13ページをご覧ください。
今回、審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をいただいております。
それでは、1、一般事業、(1)所有権の移転です。
公告予定年月日は令和6年2月16日となっております。

中平田 1 番、中野新田の田 4 筆、7,162 平米、10 アール当たりの対価が 50 万円で、総額 358 万 1,000 円となります。移転時期、支払い時期は令和 6 年 2 月 29 日です。譲受人の方は認定農業者となっております。

平田地区、お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田 8 番で桜林興野の田が 1 筆、10 アール当たりの対価が 40 万円、総額 37 万 9,600 円です。移転時期、支払い時期ともに令和 6 年 2 月 20 日で、受け手は認定農業者です。

以上です。

○安倍農地係長

次に、14 ページの一般事業、所有権の移転（中間管理事業、同時設定の特例）です。

公告予定年月日は先ほどと同じ 2 月 16 日となっております。

同時設定の特例は、譲受人が法人の構成員であるために、買入れと同時に法人への貸付けを行う必要があるため、所有権移転と利用権設定を同時に行うものです。

今回の同時設定の特例は 1 件で、北平田 1 番、円能寺の田 1 筆、合計 2,985 平米です。所有権の移転の譲受人は、法人の構成員である八幡、前川地区の〇〇で、10 アール当たりの対価は 50 万円、移転の時期、支払い時期はともに 2 月 29 日です。利用権設定の借受人は農事組合法人農友前川で、賃借料は 1 万円、契約期間は 5 年となります。

以上です。

次に、15 ページの一般事業、利用権の設定です。

公告予定年月日は 2 月 16 日です。

本楯 2 番、賃借料が 2 万 243 円、10 年の新規設定です。

上田 6 番、7 番が関連で、同じ借受人になります。2 件とも 1 万円の 10 年の新規設定です。

上田 8 番、1 万円の 10 年の新規です。

北平田 1 番、1 万円の 3 年の更新です。

中平田 3 番、1 万円の 1 年の新規です。

新堀 1 番、1 万円の 10 年の新規です。

広野 3 番、1 万円の 10 年の更新です。

浜中 2 番、3 番、関連で、同じ借受人になります。浜中 2 番が 5.469 万円の 5 年の新規です。浜中 3 番が 425 万円の 10 年の新規です。

八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡地区、1 件になります。

新出の田、4 筆で、物納で米 42 キロ。契約期間は 5 年で更新になります。

以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田 5 番です。こちらは酒田市の農地を株式会社〇〇へ。山楯の畑 1 筆、賃借料は 1,654 円、10 アール当たりです。10 年の新規になります。烏海南麓農地として市が保有、現在、未利用地となっている農地になります。借受申請があったものになります。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8 番 五十嵐弘樹委員

8 番、五十嵐です。

議第 9 号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題は無いとの意見があったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。
ご質疑、御意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
議第9号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第9号については計画決定といたします。

◎議第10号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第10号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○阿彦事務局次長

議第10号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、やまがた農業支援センターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものでございます。
詳細については、担当が説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。
令和5年4月に基盤法が改正され、集積事業が中間管理事業による農用地利用集積等促進計画に1本化されましたが、令和7年3月の2年間の地域計画が策定されるまでは、経過措置として、従来の集積計画での手続が可能で、中間管理事業についても一括方式の集積計画が可能です。
酒田市ではまだ地域計画ができておりませんので、新規・再契約については、先ほど説明しました経過措置、一括方式による集積計画での手続になりますが、受け手変更等の移転については、経過措置による一括方式を使うことができません。そのために新制度の促進計画による移転の手続をする必要があるということになります。
地域計画ができていない段階で促進計画を策定することには、農地中間管理機構に促進計画を定めるように要請する手続が必要になり、要請してよいかをご審議いただくものです。昨年11月に引き続き、要請のほうは2回目となります。
内容を説明します。
議案書の19ページ、24ページをご覧ください。
受け手変更のための移転で、70件、279筆、移転の理由として主なものが経営移譲や受け手の離農によるものとなります。こちらのほうは1月12日に開催された農地利用集積センター本店会議で承認された内容と同じになります。
説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第10号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、要請することに特に問題なしとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長

件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。
2分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。議事参与制限に該当する案件として、9番、佐藤秀之委員、12番、兼山宏勝委員、13番、尾形大介委員、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員、27番、佐藤耕造委員が該当する案件があります。

6名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限がかかる案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

19ページ、6-1から6-4、7-1、8-1、8-2、23ページ、55-1、56-1、56-2、57-1、58-1について、ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、6-1から6-4、7-1、8-1、8-2、55-1、56-1、56-2、57-1、58-1の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の12件について、要請することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これら12件について要請することを決定いたします。

ここで、9番、佐藤秀之委員、12番、兼山宏勝委員、13番、尾形大介委員、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員、27番、佐藤耕造委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議いたします。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議事参与の制限の案件以外を要請することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を要請することを決定いたします。
以上により、議第10号については全て要請決定となりました。

◎閉 会

以上をもちまして、令和6年2月定例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分 閉会